

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	豊沢川漁業協同組合			
	住 所	花巻市二枚橋町北一丁目52番地			
2 漁業権の免 許番号	内共第26号（豊沢川）				
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区域	期間
		あゆ	友釣り がら掛け	豊沢川本支流 の免許区域	7月1日から11月30日までの期間 内で組合が定めて公表する期間
		やまめ	竿釣り（餌釣り 擬餌釣り）	〃	3月1日から9月30日まで
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	置釣り 筒 穴釣 り	〃	1月1日から12月31日まで
		うぐい	竿釣り（餌釣り 擬餌釣り）	〃	〃
		こい	竿釣り（餌釣り）	〃	〃
	ふな	〃	〃	〃	
	ア がら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から8月19日までの期間は、午前5時から同8時までとする。				
	イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める 範囲を制限することがある。				
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間
		豊沢ダムえん堤上流端から下流100メートルまでの間の区域			1月1日から12月31日まで
		志戸平新田えん堤上流端から下流100メートルまでの間の区域			
		中島橋下流300メートル砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域			
新淵橋砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域			1月1日から12月31日まで（友釣りによるあゆの採捕を除く。）		
寒沢川合流点下流50メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域					
太田橋下流50メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域					
道地橋下流600メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域					
不動橋下流200メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域					
東北本線鉄橋下流100メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域					
豊沢橋下流20メートルの砂止めえん堤上流端から下流10メートルまでの間の区域					
(3) 漁具漁法の 制限	豊沢橋から下流の区域及び太田橋（熊野橋）から上流の区域におけるあゆの採捕解禁日から8月19日までの間のあゆのがら掛けは、禁止する。				
(4) 全長の制限	魚 種			禁止に係る全長	
	やまめ（ひかりを含む。）			13センチメートル以下	
	いわな			〃	
	うなぎ			30センチメートル以下	
	うぐい			10センチメートル以下	
	こい			〃	
	ふな			〃	
(5) その他	組合が濃密放流して開設するやまめ及びいわな特設釣場並びにやまめ及びいわなつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。				

4 遊漁料の額及びその納付方法	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り	1,500円	7,000円	組合事務所及び指定販売所			
			やまめ さくら ます いwana うぐい	竿釣り(餌釣り 擬餌釣り)						
			うなぎ	置釣り 筒 穴釣り						
			こい ふな	竿釣り(餌釣り)						
			雑魚	やまめ さくら ます いwana うぐい				竿釣り(餌釣り 擬餌釣り)	800円	4,000円
		うなぎ	置釣り 筒 穴釣り							
		こい ふな	竿釣り(餌釣り)							
		あゆがら掛け	あゆ	がら掛け	1,500円	4,000円				
		<p>ア 小学生以下は、無料とする。</p> <p>イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、小学生以下、中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。</p>								
		(2) 県内共通遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り	24,000円		21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所	
やまめ さくら ます いwana うぐい	竿釣り(餌釣り 擬餌釣り)									
うなぎ	置釣り 筒 穴釣り									
こい ふな	竿釣り(餌釣り)									
雑魚	やまめ さくら ます いwana うぐい			竿釣り(餌釣り 擬餌釣り)	17,000円		15,200円			
うなぎ	置釣り 筒 穴釣り									
こい ふな	竿釣り(餌釣り)									
個人	団体									
5 遊漁承認証に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。									
6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。 (5) 遊漁者は、漁場環境の保持に努めること。 (6) 遊漁者は、事故防止等のため立入を禁止している区域において遊漁をしないこと。									
7 漁場監視員に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。									
8 違反者に対する措置に関する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。									